

令和3年度 横浜市社会福祉審議会
第1回 生活保護申請対応検証専門分科会

日時：令和3年5月20日（木）15：30～17：30
場所：市庁舎18階 なみき14・15会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 健康福祉局長挨拶
- 4 専門分科会設置趣旨説明
- 5 議題
 - (1) 専門分科会長の選出及び専門分科会長職務代理者の指名について
 - (2) 生活保護制度の概要等について
 - (3) 検証の進め方について
 - (4) その他
- 6 閉会

令和3年度 横浜市社会福祉審議会
生活保護申請対応検証専門分科会 委員名簿

(敬称略 50音順)

| | |
|-------------------|--------|
| 東洋英和女学院大学 名誉教授 | 石渡 和実 |
| 日本社会事業大学専門職大学院 教授 | 井上 由起子 |
| 明治大学公共政策大学院 教授 | 岡部 卓 |
| 社会福祉士 | 菊池 健志 |
| 弁護士 | 中村 真由美 |
| 横浜市民生委員児童委員協議会 会長 | 宮田 光明 |

【事務局】

| | |
|------------------------|-------|
| 健康福祉局長 | 田中 博章 |
| 健康福祉局生活福祉部長 | 鈴木 茂久 |
| 健康福祉局生活支援課長 | 岩井 一芳 |
| 健康福祉局生活支援課指導・適正化対策担当課長 | 大内 直人 |
| 健康福祉局生活支援課生活支援係長 | 阿部 卓 |
| 健康福祉局生活支援課生活保護指導担当係長 | 亀田 貴典 |
| 健康福祉局生活支援課事務係長 | 池田 範央 |
| 健康福祉局生活支援課生活困窮者支援担当係長 | 野村 拓 |
| 健康福祉局生活支援課担当係長 | 山田 麻依 |

生活保護申請対応検証 専門分科会について

専門分科会設置の経緯①

- 令和3年2月22日（月）に生活保護の申請のため神奈川区生活支援課窓口へ訪れた方（以下「A氏」という。）が申請を受け付けてもらえなかった（以下「本事案」という。）として、支援団体等とともに、3月9日（火）に神奈川区を訪れ、相談時に録音したものを書き起こした資料及び「抗議・要望書」を提出しました。
- 神奈川区はその場において、A氏へ謝罪するとともに、同日夜に記者発表を行いました。

- 「本事案」を受けた本市の対応として、3月10日（水）に臨時の生活支援課長会・係長会を開催し、改めて生活保護申請権に関する周知を行い、一斉点検を行うことを説明しました。
- 翌3月11日（木）には、各区生活支援課長あてに「面接相談における適切な対応の徹底について」健康福祉局生活支援課長通知を発出しました。
- 【一斉点検】18区の令和2年12月1日から令和3年3月9日までの相談件数8,178件のうち、申請に至らなかったすべての相談5,841件の相談記録票について、次のようなものがないかを点検しました。
 - 1 相談当日の申請意思を確認していないもの
 - 2 「申請意思あり」とされているが受理していないもの
 - 3 申請意思があるとの記載があるにも関わらず、相談結果が「申請意思なし」として処理されており、その間の相談経過からその理由が読み取れないもの

- 【一斉点検結果】点検の結果、不適切と判断された事例は、今回の神奈川区の1件を除きありませんでした。
- 【状況確認】相談当日の対応に問題のなかった5,840件について、相談日以降の生活について次のような状況の変化が予測されると判断したものについて電話等で確認しました。
 - 1 相談時には一定の預貯金、手持ち金があったが期間が経過しているもの
 - 2 同居親族と相談したうえで考えたいとの申し出があったが、その後の相談がないもの

上記に当てはまる142件について連絡したところ、相談日から状況が変化し、生活保護の申請に繋がったものが5件ありました。

専門分科会設置の経緯②

- 「本事案」について、本市として、専門的な知見を持った外部の者による状況調査の確認、原因の究明及び再発防止の取組について、検証を依頼することが必要であると判断し、令和3年3月29日開催の社会福祉審議会において諮問し、了承を得ました。

専門分科会の目的

- 「本事案」に関して、専門的な知見を持った外部の者による事実の把握や発生要因の分析等を行い、検証から省みられた課題を踏まえて、再発防止に向けた提言を策定することを目的とします。

専門分科会の概要①

(1) 名称

『横浜市社会福祉審議会 生活保護申請対応検証専門分科会』

(横浜市社会福祉審議会の下部組織としての位置づけ)

(2) 事務局

健康福祉局生活支援課

(社会福祉審議会の事務局は同局企画課)

専門分科会の概要②

(3) 検証の範囲

本市としては、特に生活保護の申請を受け付けなかったことについて重く受け止めています。このため、生活保護申請権を中心に、「本事案」における神奈川区生活支援課での対応を検証範囲としたいと考えています。

同課や同課職員の様態等を踏まえ、検証をお願いします。

専門分科会の概要③

(4) 答申

策定した提言は、社会福祉審議会の答申として本市へ提出します。

答申にあたっては、当分科会の決議をもって、横浜市社会福祉審議会の決議とする旨、3月29日開催の審議会において議決済みです。

なお、本市は、この提言を受けて必要な再発防止策を講じるとともに、生活にお困りの方からの相談に、これまで以上に適切かつ丁寧に対応することを目指して取り組みます。